

平成 29 年（2017 年）中国大気環境政策の動向

2017 年からの主な動き

- ・ 2017.1 環境保護部が「汚染排出許可証管理暫定施行規定」を発表通知
(日本のばい煙発生施設等の設置・変更届け出等関連規定に類似)
- ・ 2017.3 環境保護部が「国家環境大気質モニタリングネットワーク都市ステーション運行管理実施細則（試行）」と「国家環境大気質モニタリングネットワーク都市ステーション自動監視機器主要技術パラメータ管理規定（試行）」を制定
(国が管理する都市大気環境モニタリングステーションを直轄で維持管理するための規則等を制定)
- ・ 2017.8 環境保護部など 10 部・委員会および 6 地方政府が「北京・天津・河北および周辺部 2017～2018 年秋冬季大気汚染総合対策攻略行動計画」（※「攻略行動計画」）を制定通知
(これらの地域ではかつてない強力な指導が行われ、脱石炭施策の推進や中長期間に渡る工場の生産停止等を実施)
- ・ 2017.9 環境保護部が「コベネフィットアプローチによる工業企業汚染処理施設での汚染物質除去量と温室効果ガス排出削減量算定技術指針（試行）」を制定通知
(汚染物質と温室効果ガスのコベネフィット型削減を推進するための技術指針。)
- ・ 2017.9 環境保護部が「第 13 次五カ年計画揮発性有機化合物汚染防止作業計画」を制定通知
(第 13 次五カ年計画生態環境保護計画で示された「重点地区と重点業種で揮発性有機化合物総量規制を推進し、全国排出総量を 10%以上低下する」という目標達成のための実施計画)
※重点地区：北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、浙江、安徽、山

東、河南、広東、湖北、湖南、重慶、四川、陝西の16省（市）

重点業種：石油化学、化学工業、包装印刷、工業塗装

- ・2017.12 国務院が「中華人民共和国環境保護税法実施条例」を公布するとともに、税収は各地方の収入になることを通知。また、各地の地方政府が、「課税対象大気汚染物質と水質汚濁物質の環境保護税適用税額基準などの問題に関する通知」等を相次いで発出し、2018年1月からの環境保護税法施行に備えた。
- ・2017.12 国家発展改革委員会の主導により全国炭素排出権取引制度が開始
（まずは電力セクターのみを先行させて全国炭素排出権取引制度をスタート。他の業種については今後徐々に整備。）
- ・2018.1 環境保護税法施行
- ・2018.1 汚染排出許可証管理弁法（試行）公布施行

（参考）

- ・2018.2 全国環境保護業務会議（環境保護部主催）において、李干傑環境保護部長は「青空防衛戦勝利3年計画」を制定実施することを発表
（※攻略行動計画及び大気汚染防止行動計画のフォローアップと思われる。）

※詳細な中国中央・地方政府等の政策動向については、IGES ホームページに掲載している「日中大気汚染対策都市間連携協力事業関係者向けサイト」を参照